平成２８年（フ）第４５号
佐賀県鹿島市大字三河内甲2267番地２
債務者　水本ミヨコ
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４２号
和歌山市有本315番地16
債務者　酒井由木美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
和歌山市杭ノ瀬335番地３　リブイン杭ノ瀬202号
債務者　岡田　芳恵
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
和歌山市西高松１丁目６番22号
債務者　リラクゼーション・サロン　ハンモックこと　鴻原　雅明
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６６号
和歌山県橋本市高野口町応其443番地の56
債務者　藤岡　元気
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８４号
和歌山県橋本市高野口町伏原834番地の１－904
債務者　奈良商店こと　奈良　正己
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８６号
和歌山県岩出市波分203番地の１　（Ⅲ－706号）
債務者　松下文子こと　姜　　文子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
佐賀県唐津市二タ子１丁目15番９号
債務者　大西　義久
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１４号
佐賀県唐津市二タ子１丁目15番９号
債務者　大西美恵子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１５８号
神戸市北区星和台５丁目27番地の17、従前の住所神戸市須磨区緑が丘２丁目20番21号
債務者　吉田芙実子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
福島市岡部字大下５番地　雇用促進住宅１－302、従前の住所宮城県白石市越河五賀字海道下２番地１
債務者　八木　芳信
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１８８号
名古屋市南区七条町１丁目３番地の２　七条住宅２棟406号
債務者　岩田　知恵
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７９号
愛知県春日井市知多町２丁目９番地　知多荘102号
債務者　寺下　元明
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４号
山口県下関市竹崎町２丁目３番２－701号　市営竹崎改良住宅10
債務者　黒川アキ子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
佐賀県鳥栖市村田町307番地74
債務者　荒巻　輝隆
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
佐賀市金立町大字千布2227番地42
債務者　生田美恵子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
北九州市小倉北区神岳２丁目４番37号（１階５号室）
債務者　酒井　克隆
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５号
青森県つがる市木造藤田31－２　秋元弘子方、住民票上の住所青森県つがる市木造清水１番地２
債務者　秋元　滋勝
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係